



町村連

発行元
自治労北海道本部
町村連絡会議

道本部町村連第1回幹事会

賃金闘争にこだわる

11月19日、20日、札幌市で幹事会を開き、21人が参加した。武山代表幹事は「秋期闘争では、人勧のプラス改定と扶養手当の見直しを切り離して交渉できず多くの単組で人勧どおりとなった。今後は人事院に不利な勧告を出させない

取り組みも重要になる。この1年間のたたかいで意識したこと意思統一しよう」と述べあいさつした。

また、道本部を代表して、山木財政局長(全国町村評議長)が出席し「この間、町村連は賃金闘争にこだわり運動を進めてきた。要求・交渉・妥結・書面協定という交渉サイクルを確立し、各単組でしっかり当局と交渉することこだわってほしい」と述べあいさつした。



幹事会には21人が参加した=11月19日、自治労会館

幹事会では「2017年度町村連幹事会体制」について、音威子府村職・高橋利玄さんと遠別町職・柿崎克之さんを副代表幹事として選出することを確認し、「2017年度の運動課題と具体的な取り組み」「秋期闘争の各単組における状況」

2017道本部町村連幹事会体制

- 代表幹事 武山 和史 (斜里町労連)
 - 副代表幹事 高橋 利玄 (音威子府村職)
 - 副代表幹事 柿崎 克之 (遠別町職)
 - 事務局長 佐古岡秀徳 (京極町職)
 - 事務局次長 森下 元 (八雲町職労)
 - 事務局次長 兼村 憲三 (洞爺湖町労連)
 - 事務局次長 樫野久美子 (平取町職労)
 - 担当四役 山木 紀彦 (遠軽町労連)
- ※全国町村評議長

〔各地方本部選出幹事〕

- 【石狩地方本部】 浦島 卓 (当別町職)
- 【後志地方本部】 酒井和歌子 (泊村職)
- 【宗谷地方本部】 選 出 中
- 【渡島地方本部】 小林 暁 (七飯町労連)
- 【檜山地方本部】 林 亮輔 (せたな町職)
- 【空知地方本部】 長原 康雄 (雨竜町職労)
- 【胆振地方本部】 中島 保 (白老町職労)
- 【日高地方本部】 瀧口 和成 (日高町職)
- 【網走地方本部】 森 智基 (佐呂間町職労)
- 【十勝地方本部】 選 出 中
- 【釧根地方本部】 松尾 昭夫 (鶴居村職)

〔女性枠選出幹事〕

- 宇田 早織 (日高地方本部・浦河町職労)
- 横山 順子 (上川地方本部・当麻町職)

〔担当書記〕

- 引地 圭太 (道本部政治部担当)



代表幹事 斜里町労連・武山和史

町村職では、近年の管理職登用の若年化や新規採用の増加などから組合員も入れ替わり、運動の引継ぎが進まないなかで、悩みな

は、近年の管理職登用の若年化や新規採用の増加などから組合員も入れ替わり、運動の引継ぎが進まないなかで、悩みな

連載企画

2017年度幹事の紹介①

を協議・議論し、2月17日に東京都で開かれる「第38回全国町村職総決起集会」への対応をはじめ、当面する課題について協議した。

あわせて、「市町村共済組合と自治労の関係」について、市町村共済組合ができた歴史や経過、今後の課題などについて学習を深めた。

から運動を担わざるを得ない役員が増えているという状況も報告されています。こうした状況から一歩でも運動を前進させるためにも、来年2月17日の第38回全国町村職総決起集会と3月の町村職学習会に全町村単組が結集しながら、ともに学びあい町村職の運動を強化するため、ともにがんばりましょう！

【当面のスケジュール〔予定〕】

- 〔2016年〕
- 12月17～18日 道本部町村連第2回幹事会 (札幌市)
- 〔2017年〕
- 2月16日 全国町村職女性集会 (東京都)
- 全国町村職総決起集会北海道団交流会 (東京都)
- 2月17日 第38回全国町村職総決起集会 (東京都)
- 3月11日 2017年度町村職学習会 (札幌市)
- 3月12日 道本部町村連第3回幹事会 (札幌市)

どうなって
ますか?

時間外勤務手当の算出方法

『国と同様』単価に差

1時間あたり「106円」

幹事会では、時間外勤務手当における「勤務1時間あたりの給与額」の算出方法について、国家公務員と同様としている自治体が数組あることが明らかになった。地方公務員の場合、条例で単純に『国と同様』としている場合、時間外勤務手当における単価が低くなってしまいうため、ただちに是正が必要になってくる。今号では、その問題点について解説する。

【図1】国家公務員の勤務1時間あたりの給与額

■ 算出方法

$$〔俸給の月額+地域手当〕×12÷38.75〔1週間の勤務時間〕×52$$

★月額20万円の場合★

$$20万円×12÷38.75×52=1,190円$$

【図2】地方公務員の勤務1時間あたりの給与額

■ 算出方法

$$〔俸給の月額+地域手当〕×12÷38.75〔1週間の勤務時間〕×52 - 〔国民の祝日+年末年始休日〕×7.75$$

★月額20万円の場合★

$$20万円×12÷38.75×52 - (16日+5日)×7.75=1852$$

※国民の祝日・年末年始休日は2017年度の場合を想定※
= 1,296円

◆1時間あたりの単価

月額給20万円で106円の差が生じる
ちなみに 月額給30万円だと158円の差が生じる

参考: 月給20万円で月20時間ずつ20年間超勤した場合

$$1,299円×1.25×20時間×12=389,700円×20年$$

7,794,000円

$$1,190円×1.25×20時間×12=357,000円×20年$$

7,140,000円

差額 654,000円!

国家公務員の場合、俸給月額および地域手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とされている(給与法第19条)。算定を示せば【図1】のとおりとなる。

地方公務員の場合、地公法には「時間外を条例で規定する」ことになっているが、「何を基準にするか」で「根拠が労基法」となっている場合、その算定を適用せず、【図2】のような算定方法を用いて、時間外勤務手当の単価を算出することができ

る。また、時間単価算出における分母部分の取り扱い、年間労働時間の算出についても依然として国家公務員を準じており、労基法に準じていない場合が多い。労基法は「所定内労働時間」として、月給者の場合の1年間の通常の労働時間数の計算は、就業規則等で、国民の祝日等を休日と定めている場合、これらの休日を通常の労働時間の算定から除外することになっている。

すなわち、地方公務員の場合、条例等で週休日のほか、国民の祝日、年末年始の休日などを定めている場合、これらの休日は労働時間の算定から除くことになっている。したがって、1週間の勤務時間が38.75時間である場合、分母は「38.75×52」から、少なくとも国民の祝日、年末年始の休日を減じた時間となり、その分、勤務1時間あたりの給与額は高くなる。【図2】

以上のことから、「時間外勤務手当を何を基準にしているか」によって、単純に比較しても単価に差が生じてしまうため、「根拠は労基法」を基本としながら、速やかに改善をはかっていく必要がある。また、今年「山の日」が祝日として増えていることもあり、祝日が除かれている自治体でも規則の改正が必要な場合もある。

じちろう
マイカー共済
自動車総合補償共済
カーライフを応援する、頼れる補償

ここがおすすめ **4つのポイント**

ご契約にあたっては、パンフレットをご覧ください。

1 長期間、無事故の優良ドライバーなら最大22等級・64%割引
※原付自転車を除きます。

2 2016年2月より団体割引率UP
組合員ならではの割安な職域協会と15%の団体割引で掛金負担を軽減!

3 安心が広がる! 掛金がさらにおトクになる! さまざまな特約・割引制度

4 休日・夜間を問わず、24時間365日安心のサポート体制

ZENROSAL NEWS
51154818

なるほど納得!

ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

全労済 全国労働者共済生活協会の自治労共済本部
全日本自治体労働者共済生活協会の自治労共済本部
全労済は、福利を目的とした保険の仕組みとして経済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりを高める事をめざしています。出資金をお支払いいただいている組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。